

畜産物における安全と 消費者の信頼確保に向けた取組（その2）

生産局畜産部

消費・安全局

平成21年7月

農林水産省

目 次

I 飼料の安全と品質の確保

- 1 飼料安全法の概要 1
- 2 B S E 関連の飼料規制 2
- 3 組換え D N A 技術応用飼料への対応 3
- 4 各種有害物質への対応 3

II 動物用医薬品の安全性確保

- 1 薬事法 4
- 2 動物用医薬品の残留防止のための措置 5

I 飼料の安全と品質の確保

1 飼料安全法の概要

(1) 目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与。

(2) 対象動物及び飼料添加物の指定等

・対象動物：牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、うずら、みつばち、養殖水産動物等31種類(うち16種はH16.10.27政令改正により追加)

・飼料添加物:ビタミン、抗生物質等157品目指定

(3) 安全性の確保

規格及び基準の設定、製造等の禁止、特定飼料等の検定及び製造業者登録、廃棄等の命令

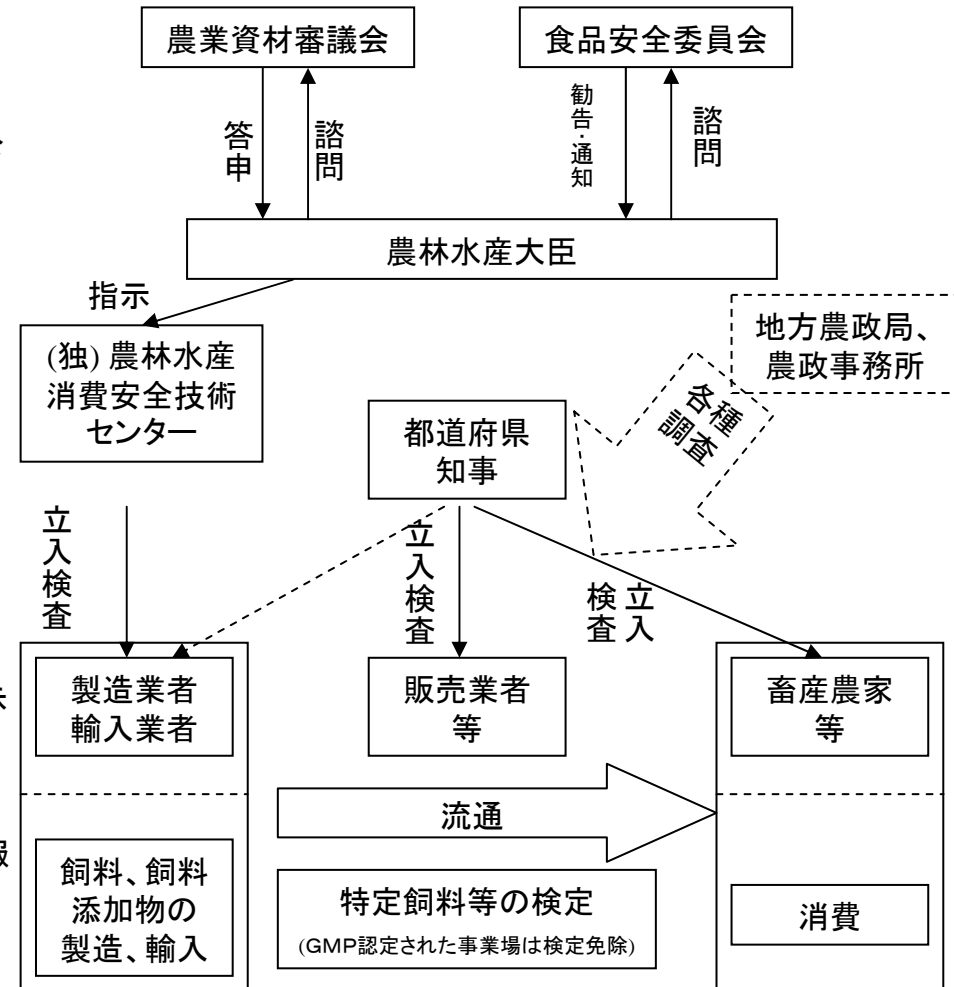
(4) 品質改善

公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録

(5) その他

製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の聴取、立入検査等、厚生労働大臣との関係

飼料等の安全性確保体制



2 BSE関連の飼料規制

(1) 肉骨粉等

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用停止(通知、H8. 4)。
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令、H13. 9)。
- ・肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(通知、H13. 10)。
- ・その後、法的に規制するとともに、国内の肉骨粉等の取扱いについては、科学的見地に基づき随時見直しを実施(省令、H13. 10以降)。
- ・豚由来肉骨粉について、交差汚染防止対策として、大臣確認制度を導入のうえ、豚、鶏及び魚用飼料への利用を再開(省令、豚、鶏用 H17. 4. 1施行 魚用 H20. 5. 28施行)。

(2) 反すう動物用飼料の製造工程分離

- ・配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を法的に規制(省令、H15. 7. 1施行(H17. 4. 1より完全施行))。

(3) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定(通知、H15. 9)。

(内容)

- ・取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・製造・保管施設等の洗浄
- ・飼料業務管理規則の備付けなど

(4) 対象家畜の追加

しか、めん羊、山羊を追加(政令、H15. 7. 1施行)

(5) 輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化等(省令、H17. 8. 30施行)

- ・食品安全委員会の答申を受けて、飼料規制の遵守状況について、輸入、販売、農家の各段階での監視を強化

○飼料原料の利用規制状況

主な対象品目		給与対象					
		由来	牛など	豚	鶏	養魚	
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物	○	○	○	○	
	乳、乳製品	家きん	○	○	○	○	
	卵、卵製品						
	血粉、血しょうたん白	牛など	×	×	×	×	
	魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	豚・馬・家きん(確認済のもの)	魚介類	×	○	○	○
		魚介類					
	チキンミール、フェザーミール(確認済のもの)	家きん	×	○	○	○	
	加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済のもの)	家きん					
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	豚(確認済のもの)					×
		豚・家きん混合(確認済のもの)	牛など	×	×	×	×
牛など							
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物 家きん、魚介類	×	○	○	×		
動物性油脂	特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○	○	
	動物性油脂(確認済であって牛などを含むもの)	牛など 豚、家きん	×	○	○	○	
	動物性油脂(確認済であって牛などを含まないもの)	豚、家きん	△	○	○	○	
	魚油(魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	○	○	○	○	
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物 家きん	×	×	×	×	
その他	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○	○	
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)						
	植物性油脂(動物性油脂を含まないもの)	植物					

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。

注2 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注3 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用はできない

注4 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

注5 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど)

3 組換えDNA技術応用飼料への対応

- ・ 組換えDNA技術応用飼料の安全性の確認は、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」に基づいて実施していたが、安全性の確保を一層確実にするため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正して安全性審査を法的に義務化(平成15年4月1日施行)。
- ・ 飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないこと等から、我が国で安全性未確認であるものの我が国と同等以上の審査制度を有すると認められる外国政府で安全性が確認された組換えDNA技術応用飼料が混入した場合の一定の許容基準(1%以下)を設定。

4 各種有害物質への対応

飼料中の有害物質のうち農薬に関しては、食品におけるポジティブリスト制度導入に対応した法規制とするため、輸入飼料原料を中心に、穀類及び牧草に使用される農薬について省令に基づく残留基準を設定(平成18年5月29日施行)。

一方、近年、国産飼料として牛への給与割合が増加している稲わら及び稲発酵粗飼料に使用される農薬について、かび毒、重金属等と同様、通知で指導基準を設定(平成21年1月29日改正)。

また、平成20年3月10日に「飼料等の有害物質混入防止のための対応ガイドライン」を制定し、飼料の輸入、製造、輸送及び保管の各段階における対応を明確化。

○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料

なたね	15品種	
とうもろこし	17品種	
大豆	5品種	
わた	10品種	
てんさい	3品種	
アルファルファ	2品種	計 52品種

○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料添加物

4品目

○ 有害物質の残留基準

【農薬】

輸入原料を中心に穀類及び牧草に使用される農薬

60種類(省令)

稲わら及び稲発酵粗飼料に使用される農薬

31種類(通知)(平成21年8月1日から適用)

【重金属等】 4種類(通知)

【かび毒】 3種類(通知)

【最近の有害物質の検出事例、対応】

- ・中国産飼料へのメラミン混入 → 業界にメラミンの有無の確認を指導するとともに、モニタリング検査を実施
- ・ウクライナ産脱脂粉乳にクロラムフェニコール混入 → 業界に品質管理の徹底を指導するとともに、モニタリング検査の実施

II 動物用医薬品の安全性確保

1 薬事法

医薬品等の品質、有効性、安全性確保のため、製造販売業等の許可、品目ごとの製造販売の承認、販売等の許可、医薬品の品質等の基準、検定、使用規制を規定

[平成18年6月公布の薬事法改正]

医薬品の販売制度の改正(平成21年6月1日施行)

①販売業の再編

「店舗販売業」、「卸売販売業」、「配置販売業」、「動物用医薬品特例店舗販売業」の4業態。

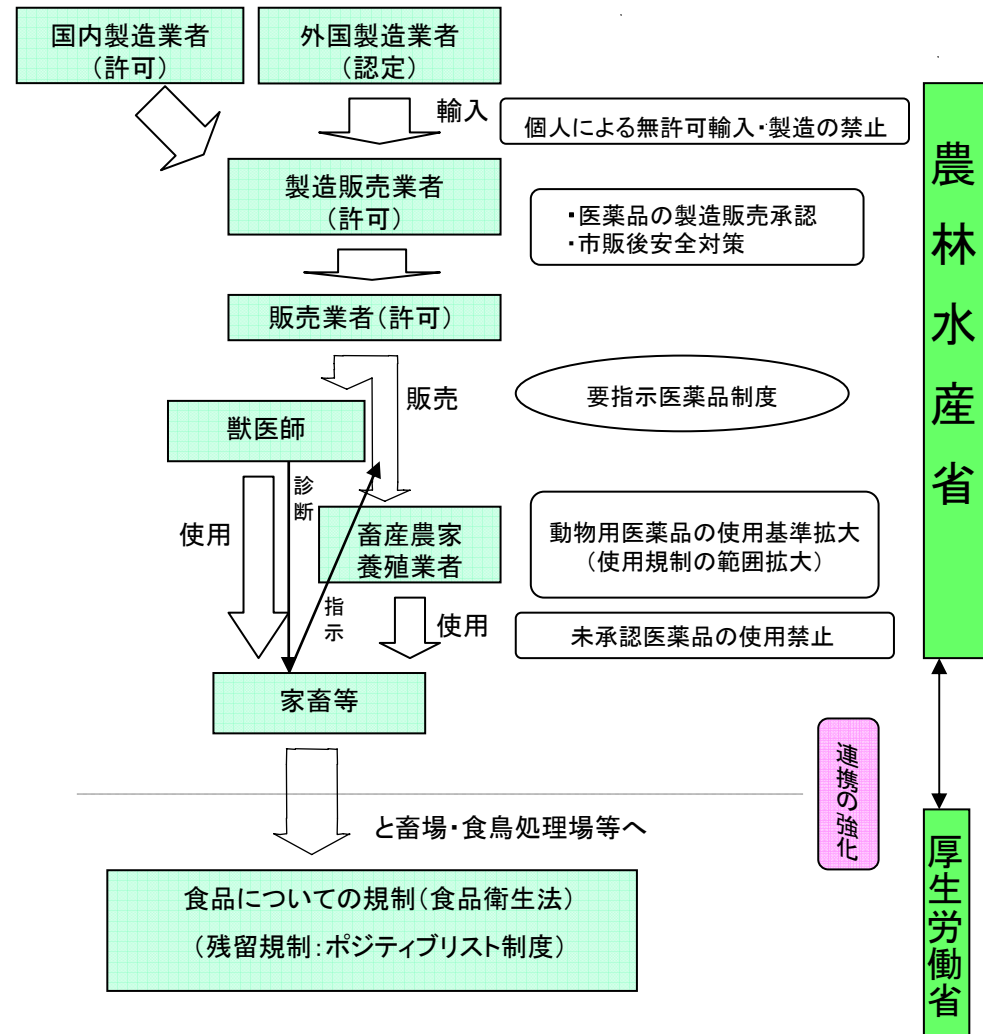
②販売に従事する者の整理

薬剤師又は都道府県知事が行う試験に合格した者等であることを条件。(特例店舗販売業を除く。)

③適切な情報提供のための措置

- ・医薬品の購入者からの相談に応じることを義務化(動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。)
- ・販売可能な医薬品等を店舗において掲示。

動物用医薬品の安全性確保対策



○動物用医薬品等の現況

・販売高(平成17年)	826億円
(うち輸入)	376億円
ワクチン	265億円
抗生物質	252億円

・販売業者許可数(平成20年)

一般販売業	3,920カ所
特例販売業	7,896カ所

2 動物用医薬品の残留防止のための措置

- (1) 動物用医薬品は、「薬事法」に基づき対象動物に対する有効性及び安全性の観点に加え、残留性等についても審査の上、品目ごとに承認。
- (2) 抗生物質等の動物用医薬品は流通・使用段階において、要指示医薬品制度や使用規制制度等により畜水産物の安全性を確保。

- 承認制度
- ① 品質、有効性及び安全性(残留性を含む。)を審査の上承認
- 抗生物質等の動物用医薬品の流通・使用の段階における安全性確保のための制度
- ② 獣医師が自ら診察せずに投与又は処方することを禁止(要診察医薬品制度)
- ③ 獣医師等の処方せんの交付又は指示を受けた者以外への販売を禁止(要指示医薬品制度)
- ④ 「対象動物」、「用法・用量」、「使用禁止期間」等の使用者が遵守すべき基準を設定(使用規制制度)
- ⑤ 使用基準が定められた動物用医薬品を使用したときに、使用者は、帳簿に記載するよう努力(使用規制制度)

